

新潟地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時 平成28年1月22日（金）午後2時から午後3時30分

2 場所 新潟地方裁判所所長室

3 出席委員

石井隆，金子修，上村洋，近藤伸一，鈴木高志，竹下雄，田巻弘之，丹羽正夫，都築政則，三浦隆志，吉田茂治，渡辺英美子（欠席委員 小林清吾）（五十音順，敬称略）

4 全体概要

(1) 新委員からの自己紹介

(2) 意見交換

民事裁判における専門的知見の活用等について

5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

事務局（民事首席書記官）から，専門的な知見を必要とする訴訟の増加に関する状況，

「(1) 専門委員制度について」及び「(2) 鑑定制度について」の説明がなされた。

主な意見等は，以下のとおり。

(1) 専門委員制度について

◎ 医事関係訴訟，建築関係訴訟，知的財産権関係訴訟等，その紛争の解決のために専門的な知識や経験が必要となる訴訟（専門訴訟）は，近年，多様化，複雑化しているところ，このような専門訴訟においては，内容を把握する上で高度な専門的知識を必要とする場合が多いことから，その適正かつ迅速な解決のために裁判所が必要とする専門的な知識経験を補う専門家による協力が不可欠となっています。特に，専門訴訟では，その争点整理の段階から，専門家のアドバイスを受けて争点やその内容を把握することが紛争解決のために必要になることが多いです。

専門家のアドバイスを受ける制度の一つに先ほど事務方から説明した専門委員がありますが，専門委員は，専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠等について，裁判所のアドバイザー的な立場から説明するにすぎず，その意見を判決の基礎とすることができません。このような専門委員の活用について，実務における運用状況を説明してください。

● 専門委員を依頼する場合には，専門用語の説明や通常の処理例，例えば医事関係訴訟では，通常の症例についての一般的な手術方法など，専門委員の知見を専門用語辞典的に活用するのが一般的です。

しかし，専門家に専門委員として裁判手続に参加してもらっており，専門家であれば明白な結論を導き出せるときであって，当事者双方もその専門的知見を紛争解決のために活用したいと考えるような場合には，手続保障に配慮した上，専門委員の制度趣旨に反しない限度で当該事例を踏まえた説明をしてもらうということが行われることもあります。

例えば、医事関係訴訟において、抽象化した事案を基に問題となっている施術例が一般的に相当なものといえるか、その施術例がその抽象化した事案においては成功する見込みのものか等について説明してもらい、その説明内容を基に和解勧誘を行うというようなことも考えられます。

- ◎ 鑑定には、多額の費用が必要になる場合が多いし、せつかく裁判手続に専門家が関与しているのだから、その意見を聞きたいという当事者のニーズもあります。
- 個人的には、当事者代理人の立場からすると、専門委員は、鑑定と比べて費用負担がなくて使いやすいと考えています。鑑定は、勝訴の見込みが高いときは別として、それが不明な場合には費用面のリスクが高くなります。また、鑑定の内容が客観的に正しいかという点必ずしもそうではありません。以前に鑑定書が提出されたものの、その後調べてみたところ間違いであることが判明した結果、証拠として採用されなかったということもありました。
- 専門委員については、弁護士側で専門的な知見を有する弁護士の育成が遅れていることから、裁判所にその負担をしてもらっているという側面もあるように思います。したがって、弁護士会が組織的に専門的な知見を有する弁護士を育成していく必要があると考えます。
- 過去に担当した事件において、学会の推薦依頼を受けて選任された鑑定人が、特定の分野、例えば建築の専門家ではあるものの当該事件の争点に関する直接の専門家でない方であったことがあります。専門委員の活用についても、どのような人が選任されるかによるという側面もあると思います。
- 専門委員は、具体的な状況や事案に基づいて結論を述べるというのではなく、専門用語や一般的な症例の説明を行うということですが、具体的な状況などを基にしないと専門家として説明しづらいのではないかと思います。
- ◎ 一般的に、医事関係訴訟や建設関係訴訟において専門委員をお願いすることが多いですが、例えば日本酒の醸造方法などが問題になった場合、専門委員として説明することは難しいでしょうか。
- 日本酒については、酒税法にその定義が定められていることから、一般的な醸造方法を説明すれば、当該事例がそれに沿ったものかどうかわかります。したがって、日本酒の醸造方法についていえば、具体的な状況等を踏まえなくても説明できるのではないかと思います。ところで、判決に影響を与えるような意見を専門委員が言うことはできないということなのですね。
- ◎ 制度として、証拠になるような意見を述べるのではなく、裁判所の理解を助けるための説明を行うという位置付けになっています。
- とすると、一般的な説明ができればよいということで、どのようなことを説明すればよいかわからないという状況で期日に立ち会うことになるのでしょうか。
- 専門委員には、手続に関与する期日の前に質問事項を渡し、それに基づいて説明するようにお願いするのが一般的です。したがって、専門委員も説明すべき内容に

ついて、ある程度準備して期日に立ち会ってもらうことになります。

(2) 鑑定制度について

- ◎ 鑑定制度については、専門家の中から鑑定人としてお願いできる人を得ることが一番の課題となっています。それには、①一度依頼した方に引き続き鑑定をお願いできるような態勢を整えることと、②新規開拓をどのようにするかということを検討する必要があります。

まず、①一度依頼した方に引き続き鑑定をお願いできるような態勢を整えることについてお話をさせていただきます。以前は、お忙しい専門家の方々に鑑定をお願いして鑑定書を作成してもらっているにもかかわらず、その鑑定書の内容の補充のために出頭を求められた鑑定人尋問の期日において、自己に不利な結論となった当事者の代理人から厳しい追及を受けるということもあり、二度と鑑定人をやりたくないという御意見を持たれる方もいたと聞いています。鑑定制度を充実させるためには、そのような問題状況を解消しなければならないことから、鑑定人からの否定的な意見を解消するために取り組んでいる裁判所での配慮や工夫の一例を事務方から説明させていただきました。

- 鑑定人として専門的知見を記載した鑑定書を提出してもらっているのに、嫌な思いをしてその後二度と鑑定人になりたくないと思われてしまうのは、裁判手続において大きな損失だと思います。今はそのようなことはありませんが、弁護士としての経験が浅いころ、代理人として鑑定人尋問で鑑定人に厳しい追及をしてしまったことがありました。今思うと、私自身の専門的知見に対する理解が十分でなかったことから、鑑定書の信頼性を揺るがせるために、鑑定書に示された専門的知見に関する問題点以外の部分で批判をしてしまったのではないかと考えています。
- 最近では、例えば、医事関係の学会でスタンダードな手術例を示したり、建築関係で標準的な仕様書を見ることができたりするなど、情報の面から弁護士においても専門的知見の理解が進みやすい状況になってきていると思います。
- 以前は、鑑定人というとそれぞれの道の大家の方がされることが多かったですが、最近では若手の研究者の方などがされる場合も多くなってきており、そのような事情からなのかもしれませんが、鑑定人尋問を柔らかい雰囲気で行うことができる場合が多くなってきたような気がします。
- 専門委員は、裁判所の顧問的な立場として説明をすることで手続を進める手助けをする役割であり、鑑定人は、自らの専門的知見を生かして紛争の解決に直接関与する資料を作成する役割です。専門委員と鑑定人の役割分担が明確にできると引き受ける側としてもやりやすいと思いますので、この役割分担について裁判所と弁護士との間で認識共有し、それぞれに対する対応を熟練させていけばよいと考えます。
- 鑑定では、鑑定人に訴訟資料を渡して鑑定書を作成してもらいますが、鑑定人は、事件の進行状況を把握しているわけではないので、事件全体が見えていないということもあるかもしれません。専門委員のように鑑定人にも争点整理から関与しても

らうなどして訴訟の進行状況を把握してもらえるのであれば、一方当事者の代理人の立場からも、鑑定書で示された結論に納得性が増すのではないかと考えます。この点、専門委員は、当初から手続に寄り添っていただいているところが良いのではないかと思います。

- 刑事手続でも、精神科医や解剖医などに鑑定を依頼することがあり、裁判所と同様に今後も鑑定をお願いできるように、鑑定書のフォーマットを簡単にするなど配慮をしています。
- ◎ 仮に鑑定を依頼されたらどうでしょうか。
- これまでの話を聞くと、尻込みしてしまうかもしれません。
- 最近の民事裁判では、鑑定書の内容に補充を求める部分があったとしても、鑑定人尋問をすることはほとんどなく、補充鑑定書の提出を求めることが多いです。また、平成15年の法改正前は、鑑定事項を広く定めていることが多く、鑑定書の結論が裁判の結果を左右するといったこともあったかもしれませんが、今は、鑑定事項の範囲を争点に限定し、その鑑定結果を基に裁判官が最終的な結論を判断することに主眼をおいています。したがって、以前よりも鑑定人の負担は減ってきていると思います。
- ◎ 次に、②鑑定人の新規開拓についてお話しします。鑑定においては、協力してもらえる専門家を得るのに苦労していますが、これまでに苦労したという例があれば説明してください。
- 以前勤務していた裁判所で、畳を作る際のイグサの乾燥方法が適当か問題になった事案を担当したことがありました。最終的に農業団体の職員に来ていただきましたが、当初は、誰に鑑定をお願いするか非常に悩みました。また、IT等最先端の技術などが問題となる事案においては、その専門家が当該事件の当事者以外にいないということもあるなど、人を得るのが難しいと感じています。
- ◎ 最近も、管内において、温泉の掘削方法が問題になった事件がありましたが、その時にも別の裁判所に紹介を依頼するなど苦労しておられました。
- 当庁では、鑑定人の候補者が医療や建築に偏っているのですが、地方公共団体では、様々な分野の専門家を招いて委員会を開催していると思います。どのように専門家を確保しているのでしょうか。
- 専門家が関与する委員会が多く、過去に行った委員会の情報を基に依頼することから、あまり専門家の確保が問題になってはいないように思います。ところで、裁判手続では、鑑定人を事前に選ぶことができないのでしょうか。
- 法律上事件ごとに選任することとなっているので、事前に候補者を選任しておくことができません。また、最高裁判所において過去の鑑定事例をデータベース化していますが、これらを基に過去に鑑定をしてもらった方に依頼しても断られることがあります。
- 仮に過去のデータが整理されているのであれば、断られた場合であってもその人

に誰か別の人を推薦してもらえないか依頼することができるのではないかと思います。また、当公共団体のホームページでも委員名や委員会の議事録などが公表されていることから、これらを参考にさせていただくのも良いかと思います。

- 学会など母体となる団体に推薦依頼をすることはできないのでしょうか。
- ◎ そのような工夫もしていますが、回答までに時間を要したり、その結果断られたりすることもあり、なかなか苦勞しています。
- 弁護士も、インターネットで専門家を探したり、専門書を書いた人に直接電話して依頼したりして専門家の意見を取り入れようとしています、裁判所と同様に苦勞しています。
- ◎ 専門委員制度と鑑定制度について、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を参考に今後もより良い裁判事務の運営について検討を続けたいと考えます。

6 次回期日

平成28年7月6日（水）午後2時から（1時間半程度）